

【事例 47】

アパートを退去したら高額な修理代を請求された！

【事例】 転勤のため、アパートを退去することになった。入居の際に礼金と別に敷金を支払っている。自分ではきれいに使用していたつもりだったが、敷金を上回る修理代金を請求された。夫婦 2 人のみで子供はおらず汚れていないと思う。(相談者：30 歳代・男性)

【対処法】

賃貸住宅の退去に際しては、住宅の通常の使用に伴って生じた損耗を除き、原状回復を行う義務があります。これは入居時の状態に完全に戻すまでの責任ではなく、借主の故意過失によって生じた汚染、破損等の責任を取ることです。原状回復の一般的な費用負担のあり方については国土交通省より「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されていますので参考にしてください。

※困ったら、企画課の消費相談窓口にご相談しましょう。